

法令及び定款に基づく インターネット開示事項

連 結 注 記 表 個 別 注 記 表

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

株式会社三越伊勢丹ホールディングス

「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.imhds.co.jp>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 43社

(2) 主要な連結子会社の名称

(株)三越、(株)伊勢丹、(株)札幌三越、(株)仙台三越、(株)名古屋三越、(株)広島三越、(株)高松三越、(株)松山三越、(株)静岡伊勢丹、(株)新潟三越伊勢丹、(株)岩田屋三越、(株)札幌丸井今井、(株)函館丸井今井、伊勢丹(中国)投資有限公司、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、成都伊勢丹百貨有限公司、瀋陽伊勢丹百貨有限公司、イセタン(シンガポール)Ltd.、イセタン(タイランド)Co.,Ltd.、イセタン オブ ジャパンSdn. Bhd.、米国三越INC.、(株)エムアイカード、(株)クイーンズ伊勢丹

(株)三越は、平成22年4月1日付で札幌、仙台、名古屋、広島、高松、松山、福岡、新潟の各地域に百貨店運営事業を分割したことに伴い(株)札幌三越、(株)仙台三越、(株)名古屋三越、(株)広島三越、(株)高松三越、(株)松山三越、(株)福岡三越(以下福岡三越)を連結の範囲に含め、また、新潟については(株)新潟伊勢丹に分割し名称を(株)新潟三越伊勢丹に変更しております。

従来、連結子会社でありました(株)三越保険サービスは(株)エムアイカードを存続会社として合併しております。

また、連結子会社でありました(株)三越友の会を存続会社として、同じく連結子会社でありました(株)イセタンクローバーサークルを合併し、名称を(株)エムアイ友の会(以下エムアイ友の会)に変更しております。

連結子会社でありました(株)岩田屋は平成22年10月1日付で同じく連結子会社でありました福岡三越と合併し、名称を(株)岩田屋三越に変更しております。

また、岩田屋友の会(株)はエムアイ友の会を存続会社として合併しております。

(3) 主要な非連結子会社の名称

フランス三越S. A. S.、英国三越LTD.、イタリア三越S. p. A.、(株)三越伊勢丹ソレイユ、(株)アイタス、(株)エーजीクラブ、(株)九州コミュニケーションサービス、(株)愛生、枚方中央ビル(株)

(4) 非連結子会社について連結の範囲から除外した理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 10社

新光三越百貨股份有限公司、(株)プランタン銀座、(株)うすい百貨店、セントレスタ(株)、(株)ジェイアール西日本伊勢丹、(株)浜屋百貨店、アイティーエムクローバーCo.,Ltd.、新宿サブナード(株)、(株)JTB伊勢丹トラベル、(株)三越環境ビル管理

なお、従来、持分法適用会社でありました(株)エーजीカードは平成22年4月1日付で(株)岩田屋が保有株式の全部を売却したことにより、持分法の適用範囲から除外しております。

(2) 持分法非適用会社の名称および持分法を適用しない理由

持分法非適用会社（㈱三越伊勢丹ソレイユ等）は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等の連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法は適用しておりません。

(3) 持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社の取扱

持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、持分法適用上必要な調整を行っております。

3. 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社のうち、伊勢丹（中国）投資有限公司、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、成都伊勢丹百貨有限公司、瀋陽伊勢丹百貨有限公司、イセタン（シンガポール）Ltd.、イセタン（タイランド）Co.,Ltd.、イセタン オブ ジャパンSdn. Bhd.、米国三越INC.、イセタン（イタリア）S. r. l.、およびレキシム（シンガポール）Pte. Ltd. の決算日は12月末日であります。連結計算書類の作成に当たっては、各社の決算日現在の計算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

 その他有価証券

 時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

 時価のないもの

主として移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

 商品

主として売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

 その他

主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

 建物

主として定額法

 その他の有形固定資産

主として定率法

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法により償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当連結会計年度末に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

ポイント引当金

販売促進を目的とするポイントカード制度による将来のお買物券発行等の費用発生に備えるため、ポイント残高に対して、過去のお買物券発行実績率等に基づき、将来のお買物券発行見込額等を計上しております。

商品券回収損引当金

商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～13年）による定額法により発生時から費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8～13年）による定額法により発生年度の翌連結会計年度から費用処理しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 繰延資産

社債発行費

償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんは、その効果が発現すると見積もられる期間で均等償却しております。平成22年3月31日以前に発生した負ののれんは発生以降5年間で均等償却しております。ただし、金額の僅少なものは、発生年度に全額を一括償却しております。

6. 重要な会計方針の変更

(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用

当連結会計年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、営業利益及び経常利益は166百万円減少し、税金等調整前当期純利益が5,689百万円減少しております。

(2) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当連結会計年度より、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号 平成20年3月10日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

これによる連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(3) 企業結合に関する会計基準等の適用

当連結会計年度より「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

7. 表示方法の変更

「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年法務省令第7号）の適用により、当連結会計年度から「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額	325,393百万円
2. 偶発債務	
保証債務等	
① 従業員住宅ローン保証	623百万円
② 関係会社銀行借入金等保証予約 英国三越LTD.	18百万円
保証債務等合計	641百万円

3. たな卸資産の内訳

商品	55,092百万円
製品	791百万円
仕掛品	112百万円
原材料及び貯蔵品	1,118百万円
たな卸資産合計	57,114百万円

(追加情報)

資産の保有目的の変更

従来、投資その他の資産の「その他」として表示しておりました不動産の保有目的を変更したため、当連結会計年度より、有形固定資産の「建物及び構築物」へ3,820百万円、「土地」へ1,381百万円及び「その他」へ46百万円、無形固定資産の「その他」へ2,430百万円を振替えております。

[連結損益計算書に関する注記]

1. 関係会社清算益は、主に㈱名古屋オペレーションサービスの清算によるものであります。
2. 固定資産売却損は、主に㈱三越の社有土地及び建物等を売却したものであります。
3. 当連結会計年度において、連結子会社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
㈱伊勢丹 相模原店 (神奈川県相模原市)	店舗等	建物 土地	3,950
㈱三越 仙台三越店 (宮城県仙台市)	店舗等	建物 その他	6,164
その他	店舗等	建物 その他	334

(2) 減損損失を認識に至った経緯

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについては、回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として計上しております。なお、仙台三越店は、東日本大震災の影響に伴い大幅な収益悪化が見込まれるため、減損損失を計上しております。

(3) 減損損失の内訳

建物及び構築物	10,401百万円
土地	9百万円
その他	38百万円
合計	10,449百万円

(4) 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

(5) 回収可能額の算定方法

資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、重要性の高い資産グループの測定については、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等を基準としております。

4. 関係会社整理損は、スペイン三越S. A. の清算に伴い見込まれる損失を計上しております。
5. 災害による損失の内訳は次のとおりであります。

被災地への支援物資	69百万円
商品の滅失	82百万円
原状回復費用	790百万円
営業休止期間中の固定費	1,182百万円
合計	2,124百万円

6. その他は、主に(株)三越の新宿アルコット店の営業終了決定に伴い見込まれる損失1,461百万円であります。

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 394,630,834株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	3,945	10	平成22年3月31日	平成22年6月29日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの
平成23年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案して
おります。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,761	7	平成23年3月31日	平成23年6月28日

3. 連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類と数

普通株式 2,060,040株

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金に関する資金運用については銀行預金及び高格付けの債券等安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入及び短期社債（コマーシャル・ペーパー）、社債及び債権流動化等により調達する方針です。デリバティブは、営業債務の為替変動リスク及び借入金等資金調達の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。投資有価証券である株式等は、主に業務上の関係を有する企業（取引先企業）の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。その一部には、商品の輸入代金支払に関する外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該為替変動リスクを回避するために、決済額の一部について為替予約を行っております。

借入金のうち、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理するとともに、主要取引銀行とコミットメントライン契約及び当座借越契約により充分な手許流動性を確保しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

項目	連結貸借対照表 計上額 (注1)	時価 (注1)	差額
(1) 現金及び預金	56,940	56,940	—
(2) 受取手形及び売掛金	87,431	87,431	—
(3) 有価証券	1,001	1,001	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	23,023	23,023	—
(5) 長期貸付金 貸倒引当金	13,061 △1,182		
	11,878	11,748	△130
(6) 差入保証金	75,708	68,592	△7,115
(7) 支払手形及び買掛金	(96,230)	(96,230)	—
(8) 短期借入金 (注2)	(44,325)	(44,325)	—
(9) コマーシャル・ペーパー	(50,000)	(50,000)	—
(10) 未払法人税等	(2,389)	(2,389)	—
(11) 社債	(24,000)	(24,097)	△97
(12) 長期借入金 (注2)	(95,600)	(95,768)	△168
(13) デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 負債に計上されているものは、() で示しております。

(注2) 1年内返済予定の長期借入金は、(8) 短期借入金に含めておらず、(12) 長期借入金に含めています。

(注3) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- (1) 現金及び預金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。
- (2) 受取手形及び売掛金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。
- (3) 有価証券、(4) 投資有価証券
株式及び債券は取引所の価格によっています。
- (5) 長期貸付金
長期貸付金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しています。
- (6) 差入保証金
差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しています。

- (7) 支払手形及び買掛金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。
- (8) 短期借入金、(9) コマーシャル・ペーパー
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。
- (10) 未払法人税等
短期間で支払いされるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。
- (11) 社債
社債の時価については、市場価格に基づいて算定しております。
- (12) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっています。
- (13) デリバティブ取引
金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されるため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記(12)参照)
- (注4) 非上場株式、関係会社株式等(連結貸借対照表計上額65,887百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めていません。

[賃貸等不動産に関する注記]

- 賃貸等不動産の状況に関する事項
当社の一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業施設、賃貸住宅を所有しております。
なお、賃貸商業施設の一部については、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。
- 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	連結決算日 における時価
賃貸等不動産	67,300	78,919
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	72,292	67,126

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」等に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

[1株当たり情報に関する注記]

- 1株当たり純資産額 1,030円60銭
- 1株当たり当期純利益 6円69銭

[重要な後発事象に関する注記]

I. 百貨店事業の再編について

1. 株式会社三越と株式会社伊勢丹の吸収合併について

(1) 組織再編の目的

平成23年4月に株式会社三越（以下、「三越」）と株式会社伊勢丹（以下、「伊勢丹」）が合併してスタートした「株式会社三越伊勢丹」は、首都圏における百貨店事業の方針策定から、実際の店舗運営までを行うとともに、当グループの国内百貨店に対してのセントラルによる支援機能（CPCC機能）を果たし、グループ全体の百貨店事業における利益の最大化を図ります。併せて、統合によるスタッフ部門の効率化や全体最適な要員配置、営業業務の一本化によるMD政策の強化等、より効果的な百貨店事業運営体制の構築を進めてまいります。

(2) 合併の要旨

① 吸収合併の効力発生日

平成23年4月1日

② 合併方式

三越を存続会社とする吸収合併方式で、伊勢丹は解散いたします。

③ 吸収合併に係る割当ての内容

当社の完全子会社同士の合併であるため、合併比率の取り決めはありません。また、合併による新株発行及び資本金の増加もありません。

④ 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

伊勢丹は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

(3) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

2. 株式会社札幌丸井今井と株式会社札幌三越の吸収合併について

(1) 組織再編の目的

株式会社札幌丸井今井（以下、「札幌丸井今井」）と株式会社札幌三越（以下、「札幌三越」）は、平成23年4月1日付で合併し、本合併の効力発生日をもって、商号を「株式会社札幌丸井三越」に変更して、「丸井今井札幌本店」「札幌三越」の事業運営を行うこととしました。札幌丸井今井は、平成21年5月に当社が100%出資して、株式会社丸井今井より事業を引き継ぐ新会社として設立され、同年8月より営業を開始しました。また札幌三越はグループ内の百貨店事業再編に伴い、平成22年4月より地域事業会社として事業を開始しました。

札幌丸井三越は札幌エリアにおいて、二つののれんを長年ご愛顧くださる地元のお客さまの期待にお応えし、地域の暮らしに密着した地元の百貨店として、それぞれが特色ある店舗として相乗効果を発揮し、お客さまのご要望とご期待にそえるよう努めるとともに、企業としての収益向上を図ってまいります。

(2) 合併の要旨

① 吸収合併の効力発生日

平成23年4月1日

② 合併方式

札幌丸井今井を存続会社とする吸収合併方式で、札幌三越は解散いたします。

③ 吸収合併に係る割当ての内容

当社の完全子会社同士の合併であるため、合併比率の取り決めはありません。また、合併による新株発行及び資本金の増加もありません。

④ 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

札幌三越は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

(3) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

3. 株式会社岩田屋三越の固定資産、及び商品券に関する資産負債の株式会社三越伊勢丹への分割について

(1) 組織再編の目的

平成23年4月1日付で、株式会社岩田屋三越（以下、「岩田屋三越」）が有する店舗内固定資産と商品券残高を株式会社三越伊勢丹（以下、「三越伊勢丹」）に吸収分割することといたしました。

国内グループ百貨店の店舗内造作物等の固定資産については、三越伊勢丹に集約することで、セントラル管理によるグループ全体を俯瞰した計画的な投資配分を可能としてまいります。また、国内グループ百貨店の商品券発行を三越伊勢丹に集約することで、発行残高管理等の一本化を行い、効率向上を図ってまいります。

(2) 吸収分割の要旨

① 吸収分割の効力発生日

平成23年4月1日

② 分割方式

岩田屋三越を分割会社とし、三越伊勢丹を承継会社とする吸収分割です。

③ 吸収分割に係る割当ての内容

分割会社である岩田屋三越に対する割当ては行われません。

④ 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

岩田屋三越は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

⑤ 承継により増加する資本金等

該当事項はありません。

⑥ 承継会社が承継する権利義務

三越伊勢丹は、効力発生日において岩田屋三越が有する本件事業に関する資産、負債、契約上の地位その他の権利義務のうち、吸収分割契約書で定めるものを承継します。

⑦ 債務履行の見込み

本吸収分割の効力発生日後における三越伊勢丹及び岩田屋三越の債務履行の見込みについては、問題ないものと判断しております。

⑧ 承継する部門の事業内容

岩田屋三越に係る、造作物等の管理業務及び商品券の発行業務

(3) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

II. 周辺事業への取組みについて

1. 株式会社二幸と株式会社クイーンズ伊勢丹の合併について

(1) 組織再編の目的

平成23年4月1日付で、食品製造・卸売を行う株式会社二幸（以下、「二幸」と）、首都圏を中心に19店舗を展開する株式会社クイーンズ伊勢丹（以下、「クイーンズ伊勢丹」と）を合併し、本合併の効力発生日をもって、同時に商号を「株式会社三越伊勢丹フードサービス」に変更することにいたしました。

当グループの食品子会社として、両社のバイングパワーを集中するとともに、自社製造・加工を中心とした独自性の高いPB商品を強みに、首都圏において三越・伊勢丹をご愛顧くださるお客さまのデイリーニーズに応える、スーパーマーケットを中心とした小売事業の強化、およびグループ各社への卸事業の拡大を図ってまいります。また併せて、スタッフ部門の効率化、PB商品の開発強化や物流の効率化などを進め、収益力の向上を図ってまいります。

(2) 合併の要旨

① 吸収合併の効力発生日

平成23年4月1日

② 合併方式

二幸を存続会社とする吸収合併方式で、クイーンズ伊勢丹は解散いたします。

③ 吸収合併に係る割当ての内容

当社の完全子会社同士の合併であるため、合併比率の取り決めはありません。また、合併による新株発行及び資本金の増加もありません。

④ 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

クイーンズ伊勢丹は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(3) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

2. 三越通信販売事業部の別会社化について

(1) 組織再編の目的

お客さまのライフスタイル全般に関り、お役に立つことを通じてお客さま一人ひとりにとっての生涯にわたるマイデパートメントストアを目指す当グループにおいて、店舗以外の新たなチャネル開発・強化施策の一環として、平成23年4月1日をもって、三越の通信販売事業部を、グループの総合的な無店舗販売事業会社として別会社化いたしました。通信販売事業の専門会社として、百貨店事業の枠を越えた独自の展開を進めるとともに、ビジネスの特性を踏まえた事業の構築を行ってまいります。

(2) 新設分割の要旨

① 新設分割の効力発生日

平成23年4月1日

② 分割方式

三越を分割会社とし、「株式会社三越伊勢丹通信販売」（以下、「三越伊勢丹通信販売」）を新設会社とする新設分割です。

③ 新設分割に係る割当ての内容

本新設分割において、分割会社である三越に対する割当ては行われません。

④ 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

三越は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

⑤ 承継により増加する資本金等

該当事項はありません。

⑥ 承継会社が承継する権利義務

三越伊勢丹通信販売は、効力発生日において三越が有する本件事業に関する資産、負債、契約上の地位その他の権利義務のうち、新設分割契約書で定めるものを承継します。

⑦ 債務履行の見込み

本新設分割の効力発生日後における三越伊勢丹及び三越伊勢丹通信販売の債務履行の見込みについては、問題ないものと判断しております。

⑧ 承継する部門の事業内容

三越における通信販売事業

(3) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

器具及び備品 定率法

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費について、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[貸借対照表に関する注記]

有形固定資産の減価償却累計額 0百万円

保証債務

子会社の金融機関からの借入金に対する債務保証

株式会社 岩田屋三越 1,388百万円

関係会社に対する短期金銭債権 416百万円

関係会社に対する短期金銭債務 850百万円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 8,334百万円

販売費及び一般管理費 258百万円

営業取引以外の取引高 1,931百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前期末株式数	増加	減少	当期末株式数
普通株式	60,048	115,950	5,408	170,590

(注) (1) 増加は、単元株式および単元未満株式の買取請求によるものです。

(2) 減少は、単元未満株式の買増請求によるものです。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	130百万円
未払事業税等	33百万円
ストックオプション費用	71百万円
関係会社株式評価損	318百万円
関係会社事業損失引当金	78百万円
その他	3百万円
繰延税金資産小計	635百万円
評価性引当額	△468百万円
繰延税金資産合計	167百万円

[関連当事者との取引に関する注記]

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社伊勢丹	直接 100%	役員の兼任 経営管理等 資金の援助	経営指導料の受取	1,810	未払費用	357
				経理業務委託料	330	—	—
				資金の貸付	49,653	短期貸付金	37,653
						長期貸付金	12,000
子会社	株式会社三越	直接 100%	役員の兼任 経営管理等 資金の援助	経営指導料の受取	1,810	未払費用	357
				経理業務委託料	474	—	—
				資金の貸付	204,999	短期貸付金	105,699
				利息の受取	1,214	長期貸付金	102,500
						未収入金	165
子会社	株式会社岩田屋三越	直接 100%	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付	15,778	短期貸付金	15,778
子会社	株式会社札幌丸井今井	直接 100%	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付	8,235	短期貸付金	8,235
子会社	株式会社エムアイ友の会	間接 100%	資金の借入	資金の借入	82,175	短期借入金	82,175
子会社	株式会社エムアイカード	直接 100%	資金の借入	資金の借入	9,146	短期借入金	9,146

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) (1) 経営指導料については、契約条件により決定しております。

(2) 当社ではグループ内の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システム（以下CMS）を導入しており、株式会社伊勢丹、株式会社三越、株式会社岩田屋三越、株式会社札幌丸井今井の貸付利率及び株式会社エムアイ友の会、株式会社エムアイカードの借入利率は市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(3) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の 所有割合 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	畔柳信雄	なし	当社取締役 ㈱三菱東京UFJ銀行 取締役会長	資金の借入	41,500	短期借入金	14,000
						コマーシャル・ペーパー	7,000
						長期借入金	20,500
役員	北山禎介	なし	当社監査役 ㈱三井住友銀行 取締役会長	資金の借入	31,500	短期借入金	16,500
						長期借入金	15,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) (1) 資金の借入については、借入利率は市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しており、長期借入金の返済条件は期間1年6ヵ月～5年、期限一括又は分割返済としております。
- (2) 上記取引は、畔柳信雄氏および北山禎介氏が、第三者（株式会社三菱東京UFJ銀行および株式会社三井住友銀行）の代表者として行なった取引であります。
- (3) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

[1株当たり情報に関する注記]

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,153円53銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 6円92銭 |

[重要な後発事象に関する注記]

連結計算書類の連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載しております。